

## 審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	火薬類取締法
根拠条項	第19条第4項
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	火薬類取締法 第17条第8項(譲渡又は譲受の許可) 第19条第4項(運搬) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 火薬類の運搬に関する内閣府令 第5条(運搬証明書の再交付の申請) 第8条(運搬の届出等の経由)
審査基準	
標準処理期間	1日(行政庁の休日含まない。)
申請先	発送場所を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	発送場所を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。